

つくば市出前講座実施要項

(目的)

第1条 この要項は、市民が主催する学習会等に市の職員等が講師として出向き、市政に関する講座を行うこと（以下「出前講座」という。）により、生涯学習の推進を図ると共に、市民の市政に関する理解を深め、もってまちづくりへの参加の促進に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を利用できるものは、市内に在住、在勤又は通学する10人以上の者で構成された団体等（以下「団体等」という。）とする。

(内容及び講師)

第3条 出前講座の内容は、市の施策に関するものとする。

2 出前講座の講師は、市の職員が務めるものとする。

(開催日時等)

第4条 出前講座の開催時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 次に掲げる日は、出前講座を開催しない。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

3 一回の出前講座の開催時間は、質問等の時間を含め、原則として2時間以内とする。

(会場)

第5条 出前講座の会場は、原則として市内の地域交流センター、公民館、集会所、企業等とし、団体等が手配するものとする。

(費用)

第6条 講師料は無料とし、会場使用料、材料費その他の講座に要する費用は、団体等の負担とする。

(利用の申込み)

第7条 出前講座の利用を希望する団体等の代表者（以下「申込者」という。）は、利用を希望する日の20日前までに、つくば市出前講座利用申込書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

(利用の決定)

第8条 教育長は、前条の規定による申込みがあったときは、速やかに利用の可否を決定し、つくば市出前講座利用決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

2 教育長は、前項の規定による決定をするにあたり、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(実施の制限)

第9条 教育長は、第7条の規定により申込みがあった出前講座が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該出前講座を実施しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 特定の政治活動及び宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とすることに利用されるおそれがあるとき。

(変更等の届出)

第10条 第8条第1項の規定により出前講座の利用決定を受けた申込者（以下「利用者」という。）は、開催する日時、場所、人数等に変更があったとき、又は出前講座の開催を取り止めるときは、速やかに、つくば市出前講座変更等届出書（様式第3号）を教育長に提出しなければならない。

(報告書の提出)

第11条 利用者は出前講座終了後、速やかに、つくば市出前講座実施報告書（様式第4号）を教育長に提出するものとする。

(庶務)

第12条 出前講座に関する庶務は、教育局生涯学習推進課において処理する。

(補則)

第13条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、平成20年9月1日から施行する。

一部改正	平成27年4月1日
	平成29年4月1日
	平成30年4月1日
	平成30年4月10日